

鳥取縣公報

昭和十六年五月二日
第千二百二十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十號

市町村監査規程左ノ通定ム

昭和十六年五月二日

市町村監査規程

第一條 監査ハ市町村ノ實情ヲ實地ニ付査察シ行政ノ全般ニ互
リ綜合的且積極的指導監督ヲ爲スモノトス

第二條 監査ハ監査事項ノ全部ニ付行フ一般監査及其ノ一部ニ付
行フ一部監査ノ二種トス

第三條 一般監査ハ概ネ二年ニ市町村ヲ一巡シ一部監査ハ隨時ニ
之ヲ行フ

第四條 監査ハ總務部長又ハ地方課長其ノ他ノ高等官之ヲ行フヲ

鳥取縣知事

入田三郎

市町村長

原則トス

第五條 一般監査ヲ行フトキハ其ノ日時ヲ豫メ當該市町村長ニ告
知ス但シ告知ノ必要ヲ認メザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 監査官吏ハ監査事項ニ關シ必要アリト認ムルトキハ市町
村長ニ對シ調書ノ提出ヲ求メ又ハ辨明書ヲ徴スルコトアルベ
シ

第七條 監査事項ノ概目左ノ如シ

一 市町村ノ概況

00203

- (一) 市町村ノ特異性
 - (二) 市町村民ノ性情、敬神崇祖醇風美俗ノ狀況
 - (三) 市町村行政ノ方針
 - (四) 公營事業其ノ他重要施設
 - (五) 條例、規則及規程等ノ整備狀況
 - (六) 軋轢、爭訟等ノ市町村行政ニ及ボセル影響
 - (七) 廢置分合又ハ境界變更ヲ要スル事情
 - (八) 市町村ノ重要問題
 - (九) 市町村及市町村民ノ要望
- 二 吏 員
- (一) 事務分掌竝ニ吏員ノ配置
 - (二) 吏員ノ任用、分限及待遇
 - (三) 市町村長其ノ他高級吏員ノ閱歷、各種行政ニ對スル熱意其ノ他執務狀況
 - (四) 一般吏員ノ素質、勤惰、事務ノ成績其ノ他執務狀況
 - (五) 互助共濟其ノ他福利施設
 - (六) 執務改善ニ關スル措置
- 三 市町村會及市參事會
- (一) 市町村會議員選舉ノ狀況
 - (二) 市町村會及市參事會ノ會議ノ狀況
- 四 財 政
- (一) 財政ノ趨勢
 - (二) 財政計畫
 - (三) 豫算ノ編成並ニ其ノ執行
 - (四) 市町村稅及稅外諸收入金ノ賦課徵收並ニ納稅及負擔
 - (五) 地方分與稅ノ分與資料
 - (六) 負債ノ狀況
 - (七) 重要事業ノ進捗狀況
 - (八) 決算ノ調製
 - (九) 出納事務及金庫事務
 - (十) 出納檢査ノ執行狀況
 - (十一) 營造物及財產ノ管理處分
- 五 市町村常會、各種委員會及各種團體
- (一) 市町村常會ノ狀況
 - (二) 各種委員會ノ狀況
 - (三) 各種團體ノ狀況
 - (四) 市町村、市町村常會、各種委員會及各種團體間ノ連絡調整

00204

- 六 部落會、町内會
 - (一) 部落會、町内會ノ整備活動狀況
 - (二) 部落會、町内會ト市町村トノ關係
 - (三) 部落會、町内會及各種部落團體間ノ連絡調整
- 七 產業經濟行政
- (一) 各種產業ノ概況
 - (二) 經濟統制遂行ノ狀況
 - (三) 各種生産物増産ノ狀況
 - (四) 農業土木事業ノ狀況
- 八 教育行政
- (一) 學校教育及社會教育ノ概況
 - (二) 市町村行政ニ對スル學校當局ノ協力ノ狀況
 - (三) 兒童生徒ノ體位向上、營養改善ニ關スル施設
- 九 社會及職業行政
- (一) 社會行政ノ概況
 - (二) 軍事援護ノ狀況
 - (三) 勞務需給ノ狀況
 - (四) 失業轉業ノ狀況
 - (五) 移植民ノ狀況
- 十 大政翼贊運動、自治振興等ノ概況
- 十一 土木、衛生、防空警備其ノ他ノ狀況
- 第八條 監査ノ結果市町村長ニ對シ指示、注意ヲ爲シタル事項ニ付テハ直ニ其ノ整理ヲ了シ頭末ヲ知事ニ報告スベシ
- 附 則
- 大正四年五月鳥取縣訓令第十八號市町村出納檢閱例規並ニ同鳥取縣訓令第十九號市町村巡視規程ハ之ヲ廢止ス

告 示

◆鳥取縣告示第三百六十一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル福鳥縣產好飯糰ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月二日

00205

福島縣產好飯櫃ノ販賣價格

品名	直徑	高サ	厚サ	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
總柄 三升 飯櫃	一尺六寸	七寸	五分五厘	七、〇〇	八、四〇
同 二升 飯櫃	一尺	六寸五分	五分	六、三五	七、六〇
同 一升五合飯櫃	九寸四分	六寸	四分	三、五〇	四、二〇
同 一升 飯櫃	八寸四分	五寸五分	三分	二、八五	三、四〇
同 七合 飯櫃	七寸五分	五寸	二分六厘	二、三五	二、八〇
同 五合 飯櫃	六寸八分	四寸五分	二分四厘	二、〇〇	二、四〇
同 二合 飯櫃	六寸	四寸	二分二厘	一、三五	一、六〇
同 一合 飯櫃	五寸二分	三寸五分	二分	一、〇〇	一、二〇

一 卸並小賣業者販賣價格ハ賣主店先渡價格トス
二 包裝費及荷造費ハ賣主負擔トス

鳥取縣告示第三百六十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル紙捻絲ノ販賣價格左ノ通指定ス

00206

昭和十六年五月二日

紙捻絲販賣價格

(單位一貫)

鳥取縣知事

八 田 三 郎

規格番號

販賣業者販賣價格

第一六號
第一七號
第一八號
第一九號
第二〇號
第二一號
第二二號
第二三號
第二四號
第二五號
第二六號
第二七號
第二八號
第二九號
第三〇號

一一、五五
一〇、二五
九、九五
一一、四〇
一一、〇〇
九、六五
九、四〇
九、三五
八、六〇
八、二五
六、六〇
七、二五
五、七〇
五、二〇
四、六五

- 第一號
- 第二號
- 第三號
- 第四號
- 第五號
- 第六號
- 第七號
- 第八號
- 第九號
- 第一〇號
- 第一一號
- 第一二號
- 第一三號
- 第一四號
- 第一五號

- 三九、九五
- 三九、三〇
- 三〇、七〇
- 三〇、三五
- 二七、四〇
- 二七、〇五
- 二六、八五
- 二六、二〇
- 二三、四五
- 二二、八〇
- 一七、二〇
- 一六、八五
- 一五、〇〇
- 一四、六〇
- 一一、八〇

- 第一六號
- 第一七號
- 第一八號
- 第一九號
- 第二〇號
- 第二一號
- 第二二號
- 第二三號
- 第二四號
- 第二五號
- 第二六號
- 第二七號
- 第二八號
- 第二九號
- 第三〇號

(一) 本表價格ニハ包裝費及荷造費ヲ含ムモノトス
(二) 本表ノ規格番號ハ左表規格表ニ依リ區分シタルモノトス

紙 撚 絲 規 格 表

規格番號	量目	〇尺切 〇尺切 玉一個ノ	漂白度	三極	ロイプ又 ハ是ニ準 ズルモノ	改良反古 準又ハ是ニ ズルモノ	バルブ	ロント	撚數	曲尺一寸間 回	強 力	伸度 %
第一號	〇、七匁	白	一〇〇						至自 四〇六	〇、一三	同	至自 三一
第二號	同	未晒	同						同	同	同	同
第三號	一、二匁	白	同						至自 三三六	〇、二〇	同	至自 四二
第四號	同	未晒	同						同	同	同	同
第五號	同	白	七〇		二〇	一〇			同	〇、一八	同	同
第六號	同	未晒	同		同	同			同	〇、二五	同	同
第七號	一、八匁	白	一〇〇						至自 三二六	〇、二五	同	至自 五三
第八號	同	未晒	同						同	同	同	同
第九號	同	白	七〇		二〇	一〇			同	〇、二三	同	同
第一〇號	同	未晒	同		同	同			同	〇、二三	同	同
第一號	二、八匁	白	二〇		四〇	二〇			至自 二三八	〇、三三	同	至自 六四

第一二號	同	未晒	同		六〇	同			同	同	同	同
第一三號	同	白	同		同	同			同	〇、三〇	同	同
第一四號	同	未晒	同		同	同			同	同	同	同
第一五號	三、五匁	白	四〇		四〇	一〇			至自 一八四	〇、三二	同	同
第一六號	同	未晒	同		同	同			同	同	同	同
第一七號	同	白	二五		同	同			同	〇、三五	同	同
第一八號	同	未晒	同		同	同			同	同	同	同
第一九號	四、二匁	白	四〇		同	同			至自 一六二	〇、三八	同	同
第二〇號	同	未晒	同		同	同			同	〇、四〇	同	同
第二一號	同	白	二五		同	同			同	〇、三八	同	同
第二二號	同	未晒	同		同	同			同	〇、四〇	同	同
第二三號	五、五匁	白	三五		同	同			至自 一四〇	〇、五八	同	至自 七五
第二四號	同	未晒	同		三〇	同			同	〇、六〇	同	同
第二五號	同	白	二〇		同	同			同	〇、六八	同	至自 八六
第二六號	同	未晒	同		同	同			同	〇、七〇	同	同

00209

第二七號	八、五匁	同	二〇	六〇	至自	一〇六	一、二五	同
第二八號	同	同	一〇〇	同	同	一、三〇	同	同
第二九號	一六、七匁	同	同	同	至自	一、九五	同	同
第三〇號	二、五匁	同	同	同	至自	一、〇〇	同	同

(一) 含有水分率ハ一三%以内トス

(二) 強力ハ氣温六〇度、湿度六〇度ニ於テ大西式セーテスター試験ニ依リ試料ノ長サハ五〇種トス

(三) 撓數ハ本表記載ノ當該規格番號ノモノノ低位ノ撓數ヨリ自三〇%至五〇%少キモノ及高位ノ撓數ヨリ二〇%多キモノモ之ヲ當該番號ノモノノ規格ト認ム

鳥取縣告示第三百六十三號

昭和十六年四月二十四日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年五月二日

免許證番號	住	所	鳥取縣知事	八	田	三	郎
一、三五六	岩美郡米里村大字久末四十四番地	西	氏	名	村	辰	治
一、三五七	氣高郡松保村大字高住六百八拾六番地	北	脇	彦	文		
	東伯郡長瀬村大字田後六百番ノ參地	福	井	金	藏		

00210

鳥取縣告示第三百六十四號

米穀現在高調査員左ノ通り異動アリタリ

昭和十六年五月二日

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	鳥取縣知事	八	田	三	郎
茂村義春	小谷春美	岩美郡 福部村	岩美郡 福部村役場	職				
谷口喜治	渡邊商平	岩美郡 米里村	岩美郡 米里村役場	昭				
西尾虎雄	上原泰男	氣高郡千代水村	氣高郡千代水村役場	和				
森田美佐男	渡邊光雄	西伯郡宇田川村	西伯郡宇田川村役場	十				

鳥取縣告示第三百六十五號

米穀販賣高調査員左記ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十六年五月二日

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	鳥取縣知事	八	田	三	郎
田中照三	田中昌之	氣高郡 逢坂村	氣高郡 逢坂村役場	昭				
米原益孝	下村清	日野郡 江尾村	日野郡 江尾村役場	和				

00211

長野 秋久	長井 英雄	西伯郡 大和村	西伯郡 大和村役場	同
中島 嘉吉	小谷 六左衛門	入頭郡 佐治村	入頭郡 治佐村役場	同
渡邊 商平	秋口 萬吉	岩美郡 米里村	岩美郡 米里村役場	同
藤川 光則	中山 勇	東伯郡 矢送村	東伯郡 矢送村役場	同
宇田川 正晴	佐々木 鐵郎	日野郡 神奈川村	日野郡 神奈川村役場	同
尾崎 節	!	東伯郡 小鹿村	東伯郡 小鹿村役場	同
西尾 英治	山形 熊藏	入頭郡 八上村	入頭郡 八上村役場	同
田中 又吉	戸田 榮	東伯郡 浦安村	東伯郡 浦安村役場	同
野見 芳信	!	東伯郡 三德村	東伯郡 三德村役場	同
高島 貞市	豐城 忠男	西伯郡 淀江町	西伯郡 淀江町役場	同
國政 守男	大河原 繁雄	入頭郡 智頭町山形區	入頭郡 智頭町役場	同
植木 嘉雄	西尾 直幸	入頭郡 智頭町智頭區	入頭郡 智頭町役場	同
中島 義輝	松本 義親	入頭郡 河原町	入頭郡 河原町役場	同
德丸 美英	筏津 勇氣雄	東伯郡 日下村	東伯郡 日下村役場	同
錦織 清	三谷 作太郎	鳥取市	鳥取市役所	同
森本 國雄	坂本 保二	鳥取市 美保區	鳥取市役所	同
富永 龜雄	古木 忠次	西伯郡 手間村	西伯郡 手間村役場	同
田中正實	中本 長壽	入頭郡 下私郡村	入頭郡 下私郡村役場	同

00212

◇鳥取縣告示第三百六十六號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ牛ノ傳染性流産「トリコモナス」豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ、及未ダ種付セザルモノ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診ヲ左記ノ通施行ス依テ該牛所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付クベシ

昭和十六年五月二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

檢診月日	檢診場所	牽付區域	牽付時刻	同	同	同	同
五月五日	西伯郡成美村役場	成美村	午前九時	同	十七日	米子市	(米子市、福米、加茂) 出張所管内ヲ除ク
同 六日	郡天津村役場	天津村	同	同	十九日	米子市	(福生、福米) 出張所管内
同 七日	郡大國村役場	大國村	同	同	同 二十一日	米子市	(加茂) 出張所管内
同 八日	郡法勝寺村	法勝寺村	同	同	同 二十二日	西伯郡彦名村役場	彦名村、富益村、夜見村
同 九日	郡上長田村役場	上長田村	同	同	同 二十三日	郡崎津村役場	崎津村、和田村
同 十日	郡東長田村役場	東長田村	同	同	同 二十四日	郡渡村役場	渡村、外江村
同 十二日	郡賀野村役場	賀野村	同	同	同 二十六日	郡餘子村役場	餘子村、上道村、境町
同 十三日	郡手間村役場	手間村	同	同	同 二十七日	郡大篠津	大篠津村、中濱村
同 十四日	郡幡郷村役場	幡郷村	同	同		檢査場	
同 十五日	郡五千石村役場	五千石村	同	同			
同 十六日	郡尚徳村役場	尚徳村	同	同			

集

報

00213

縣を一圓とする 農村勞力調整計畫 移動勞働班と勤勞奉仕班

(農務課)

時局

の進展に伴ひ益々農村勞働力の減退を見る現況に鑑み速かに勞力の補給計畫を樹立して重要農産物増産計畫の遂行を容易にし、且つ經營規模を改善して銕後農村の使命達成を期せなければならぬので、これがため縣では主要食糧其の他重要農産物増産計畫の遂行、出征軍人家庭並に其他家庭に對する農業經營の確保、食糧並に飼料資源の開發、農家適正規格の確立、農村協同精神の昂揚等をめざし、縣下農山漁村に於て勞力調整計畫を樹立してこれが實踐射行に努めることとなつた。この勞力調整計畫の

樹立の方針

としては共同作業の實施及び共同經營、器具機械の共同利用の徹底、農業勞働力分配と活

用、勤勞奉仕の促進徹底、農業報國集團移動勞働班の活動促進、畜力の共同利用の徹底、田園電化の普及、農村社會施設の擴充等を実施し系統農會指導の下に各團體が協力して自町村の勞力調整上最も緊要なる自立的計畫の樹立に努めるものであつて、今後毎年度各關係團體協力の下に農村勞力調整調査を實施して、その基礎資料に基いて春秋二季に分つて左の方法により農繁期勞力の

調整計畫

を樹立し、農村勞力の補給調整を行ふものである。即ち部落に於ては農村勞力調整調査の資料に基いて部落内の勞力補給計畫を樹立して毎年春季計畫は二月末日迄、秋季計畫は八月末日迄に計畫表を市町村農會に提出し、市町村は關係團體と協力して部落計畫に基き、管内の綜合計畫を樹立して毎年、春季計畫は三月十五日まで、秋季計畫は九月十五日までに計畫書を郡農會に提出し、(市は直接縣及び縣農會に提出) 郡は同様の方法によつて管内の綜合計畫を樹立して、郡内ブロックの勞力調整を圖ると共に他都市農會と協力し、計畫書は毎年春季は三月末日まで、秋季は九月末日までに縣及び縣農會に提出するのである。縣ではこれら都市農會提出の計畫書に基いて直ちに縣下

00214

ブロック間の綜合計畫を樹立して、縣を一圓とする勞力調整の完壁を期する。

農村勞力調整にあつては大體移動勞働班と勤勞奉仕班によるのであるが、その從事すべき作業は班の特質及び従業者の能力を考慮して適材適所主義に則り

作業分擔

を定めるのであつて、「移動勞働班」は主として田植、「一般勤勞奉仕班」は水稻、麥、甘藷等の耕作收穫諸作業、養蠶手傳、梨の袋掛、其の他食糧飼料増産上必要と認めた作業、開墾、綠肥刈取作業、運搬等、「青少年團勤勞奉仕班」は右の諸作業の他女子に對しては託兒所・共同炊事場の手傳、「學校生徒の勤勞奉仕班」に於ては、農學校は比較的高度の技術を要する作業並に開墾、一般中等學校及び青年學校は右の諸作業中各々性別及び學年に應じたる作業、國民學校に於ては畑地の草取り、收穫物及び農用資料の運搬、農作業の後始末、稻刈り女子は託兒所の手傳等をなさしめる筈である。

農村勞力調整指定村

一町村約八百圓を助成

(農務課)

本縣に於ては別項の如く農村勞力調整計畫を樹立して時局下農村勞力の調整を行ひ、現下の重要國策たる食糧増産目的達成のために舉縣一致して邁進することになつてゐるが、その實施に關する垂範的施設によつて他町村を誘導し、以てその普及徹底を期するため本年度に於て左の農村勞力調整指定村を設置する。即ち前年度繼續町村

- 浦富町 丹比村 西郷村 國中村
- 神戸村 米子市 山守村 日置谷村
- 小鷲河村 小鴨村 浦安村 旭村
- 倉田村 上小鴨村 大幡村 天津村
- 尙徳村 富益村 山上村 日野上村
- 新設町村
- 大茅村 下私都村 松保村 大正村
- 日置村 上郷村 社村 成美村
- 和田村 淀江町 光徳村 神奈川村

- 1 資材不足の現状に鑑み、農業機械の新購入は最少限度に止め、既存農機具の共同利用に努めること
- 2 共同作業計畫の擴充
- 3 田園電化施設の實施
- 4 集團移動勞働の合理的計畫の樹立
- 5 農作業の能率増進に必要な講習會の開催
- 6 畜力利用施設の擴充
- 7 耕地の共同管理

約一萬貫を増産!!
本年度繭生産目標

(農務課)

縣では本年度の繭生産目標を百二十五萬貫と決定し、之を各郡市養蠶組合別に割當てたが、更に各郡市養蠶組合をして縣下約九

百の養蠶實行組合に割當てしめ、荒廢桑園の整理による桑園能率の増加に依つて、昨年度より約一萬貫の増産を期することとなつた。
尙ほ本年度生産目標の各郡市養蠶組合別割當數量及び昨年度生産額は次の如くである。

郡市	十六年度生産目標數量	十五年度生産額
鳥取市	一五、二五〇貫	一五、一三五貫
岩美郡	四一、二五〇	四〇、八三一
八頭郡	一四七、五〇〇	一四六、九五九
氣高郡	一一〇、〇〇〇	一〇八、六八二
東伯郡	四六二、二五〇	四五八、三四六
西伯郡	四五二、二五〇	四四八、七三一
米子市	二二、五〇〇	二一、四八六
日野郡	一、二五〇、〇〇〇	一、二四〇、一七一
計		

國民體力検査
昨年度施行狀況
受檢未了者六十七名
(衛生課)

昭和十五年四月八日公布せられた國民體力法は同年九月二十六日より實施、昭和十五年度に限り十月から十二月までの三ヶ月間に行ふやう通牒せられたのであつたが、本縣では準備その他の關係によつて十一月四月から十二月十三日迄の間に於て實施終了したのであつた。

今その成績について記すと、該當者市町村七千九百一十一名、學校三千三百六十四名、工場六百二十二名、合計九千四百三十七名であつて、この内受檢した者は検査場受檢者九千二百四十三名、療養の場所に於て受檢した者七十七名、其の他の場所に於て受檢した者五十三名、合計九千三百三十七名であつて該當者一〇〇に對する受檢率九八・九四である。尙受檢未了者六十七名あつたのは遺憾であつたが、調査の結果不參の事由が明確になつたので、其の後それら検査を施行した。

村六千五百三十四名、學校千二百九十六名、工場九十八名、計七千九百二十八名であつて、内、概評要注意者市町村八百五十一名、學校四十四名、工場四十四名、計九百三十九名で受檢者一〇〇に對し要注意者率九・九五、又、要精密検査者は市町村四百二十六名、學校二十四名、工場二十名、計四百七十名であつて、その受檢者に對する百分率は四・九八である。

依つて縣ではこの要注意者中筋骨薄弱者五十二名を詮衡して、西伯郡大高村元公民學校に於て體力向上修練會を一週間開催し、主として被管理者の榮養に重點を置き、其の他體力の修練について講師を囑託の上之が指導に當る外、専ら體力の向上に資したのであつた。

尙、要精密検査者四百七十名に對しては、更にその設備を有する診療所に於て検査せしめ、その結果結核性疾患並に花柳病患者で、現に醫師について療養してゐない者に對しては、療養の處置命令書を交付し、目下引續き醫師をして療養の指導に當らしめつゝある次第である。

00217

十人以上を育てた 優良多子家庭を表彰

十一月三日の明治節を卜して

(社 會 課)

堅實なる家庭を營んで子女を健全に育成するといふことは、國民生活の根幹たる家の基礎を鞏固ならしめ、進んで東洋の大國として東亞共榮圈建設に邁進し、生々發展して伸び行く我が皇國の國本の培養に寄與する所以である。殊に多數の子女を擁してこれを立派に養育し、忠良なる皇國民として仕立てることは眞に一般の龜鑑とするに足るものといはねばならぬ。

よつて縣ではこれらの優良多子家庭を市町村長を経て調査し、來る十一月三日明治節の佳き日を以て厚生大臣名の表彰狀並に記念品を知事より傳達して、兒童愛護精神の昂揚を圖ると共に家族制度の確保と國運の隆昌に資することとなつた。

被表彰者は左の各號に該當し、他の模範とするに足る家庭の父母であるが、もし父又は母のないときは其の現に在る一方が表彰されることになつてゐる。

一 父母を同じうする満六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら

育成したものであること。

二 子女(六歳未満の子女をも含む以下之に同じ)中死亡した者の無いこと。

但し戰役事變に因り、又は天災地變等避け得ない事由によつて死亡した者は之を生存者と看做す。

三 子女は何れも心身共に健全であること。

但し戰役事變に因り、又は天災地變等避け得ない事由によつて健全ならざるに至つた者は之を健全なる者と看做す。四 父母及び子女は何れも性行善良であつて、其の家庭が堅實であること。

統制販賣價格並賃金の告示

價格等統制令及び賃金統制令の規定に依り、鳥取縣告示を以て公布せられた統制價格並賃金の四月中の分は次の通りである。

△蕃殖供用家兔販賣價格指定

四月八日付告示第二百八十六號

△長野縣産麻製疊系販賣價格指定

四月十一日付告示第二百九十八號

△イマツ蠅取粉・イマツ南京蟲取粉・イマツ殺蟲劑・イマツ芳香

00213

油・イマツ防蟲香販賣價格認可

四月十一日付告示第二百九十九號

△ヘラ臺・コテ臺販賣價格認可

四月十一日付告示第三百號

△印刷業に雇傭する勞務者の協定賃金認可

四月十一日付告示第三百三號

△本縣産松・杉材木箱販賣價格認可

四月十一日付告示第三百二十一號

△建具用材(杉)販賣(小賣)價格

四月十一日付告示第三百二十二號

△伸和布・絞和布販賣價格認可

四月十五日付告示第三百三十一號

△六角ホルト(黒皮鑄製)・六角ナット(黒皮鑄製)及び鋳販賣價格指定

四月十五日付告示第三百三十二號

△鮎針ウグイ針・鮎掛針販賣價格認可

四月十八日付告示第三百三十三號

△砂利販賣價格認可

四月二十二日付告示第三百三十八號

△瓦販賣價格認可

四月二十二日付告示第三百三十九號

△國民服裏地販賣價格指定

四月二十二日付告示第三百四十號

△磁器鐵器販賣價格指定

四月三十日付告示第三百五十八號

◎行旅 死亡人

一 取扱者 神奈川縣浦賀町長

一 本籍、住所 不詳

一 氏名、職業 不詳

一 年齢、性別 推定年齢三十歳位ノ男子

一 相 丈五尺一寸、顔面其他腐敗シ不明

一 着 衣 紺セル背廣服上下、綿布製風堅縞ワイシャツ

一 遺留品 ナ、シ 羅紗半オーバー着ス

右昭和十六年一月五日午前六時三十分頃浦賀町大津海岸ニ溺死アルヲ發見檢視ノ後町共同墓地へ假埋葬ス
心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

00213

一 取扱者 北海道野付牛町長
一 發見ノ場所及日時

昭和十六年一月十九日午前八時三十分常呂郡野付牛町北
光社鐵道線路脇小屋内に屍體アルヲ通行人發見セルモノ
ナリ

- 一本籍 不詳
- 一住所 不詳
- 一氏名 不詳
- 一年齢、性別 推定五十三歳位ノ男
- 一職業 乞食體
- 一身長 五尺三寸五分位
- 一人相特徴 頭白髮交、顔面長其ノ他特徴ナシ
- 一着衣 シャツ、木綿ズボン下、國防色上衣、羅紗ズボン、木綿モンペ、羅紗外套、鳥打帽、足袋、ゴム底高丈
- 一遺留金品 ナター、庖丁一、鍋一、カミソリ三、バリカン二、ボロ類

一 假埋葬場所 常呂郡野付牛町第二墓地
心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十六年五月二日印刷
昭和十六年五月二日發行

一 取扱者 岡山縣眞庭郡新庄村長
一本籍住所 身分、職業、氏名、年齢不明但シ通稱ア
ンヤン推定三十六七歳

- 一 男女ノ別 男
- 一人相特徴 身長五尺二寸位、體格肥ヘタル方、顔丸色黒キ方、目大口耳常體、頭髮丸刈、着衣シャツ、縞單衣、所持品傘弘法大師軸棄却シタリ
- 一 遺留品 病 死
- 一 死亡ノ區別
- 一 發見ノ日時及場所 二月四日午前八時 隔離病舎

心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所